

愛媛県今治市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和元年12月1日現在における今治市の行政区域とする。概ねの面積は、41,914ヘクタール程度（今治市面積）である。

ただし、本促進区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園区域（瀬戸内海国立公園）、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（奥道後玉川県立自然公園）、その他環境保全上重要な地域として、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（医王池湿地、高縄半島のため池群）、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区（盛五反田海岸自然海浜保全地区、戸板海岸自然海浜保全地区、出走海岸自然海浜保全地区、宗方海岸自然海浜保全地区、肥海篠浜潮干狩場自然海浜保全地区）、愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例に基づく特定希少野生動植物の生息・育成域及び特定希少野生動植物保護区（片上地区アキサンショウウオ保護区、宅間地区アキサンショウウオ保護区、台地区ナゴヤダルマガエル保護区、織田ヶ浜ハマビシ保護区、織田ヶ浜ウンラン保護区）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息域は、本促進区域には存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る大小およそ 100 の島々で形成される島しょ部から構成されており、豊かな自然と美しい景観に恵まれ、日本三大急潮の 1 つとして知られる来島海峡や中心市街地が位置する平野部、緑豊かな高縄山系など、変化に富んだ地勢が特徴である。

また、本市の年平均気温は 16～17 度程度、平均降雨量は 1,200～1,300mm 程度で、台風やその他の自然災害が少なく、温暖少雨な瀬戸内海式気候区に属している。

【インフラの整備状況】

西瀬戸自動車道（通称：瀬戸内しまなみ海道）（以下「瀬戸内しまなみ海道」という。）は、本市から芸予諸島の島々を縫って広島県尾道市に至る全長 59.4km の自動車専用道路で、本市から本州や九州への高いアクセスを有しており、高速道での県外主要都市までの所要時間は、今治 I C を起点として、概ね広島市 2 時間、大阪市 4 時間、福岡市 5 時間である。また、四国各地からのアクセスとして今治小松自動車道も整備されている。

また、J R 予讃線（高松駅～宇和島駅）は、松山方面、高松方面の他、瀬戸大橋線を経由して山陽新幹線に乗り換え可能な岡山駅までアクセスでき、本市から岡山駅までは約 2 時間の距離である。

【人口分布の状況】

本市の人口は、2015 年（平成 27 年）の国勢調査で 158,114 人となっている。年齢 3 区分別の人口・構成比では、年少人口（0～14 歳）が 18,816 人（11.9%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 86,057 人（54.4%）、老年人口（65 歳以上）が 52,636 人（33.3%）となっている。

【産業構造】

本市は、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達してきた。海運業の繁栄により、各種船舶を建造する造船業も盛んで、市内には 14 の造船所があり、その他の海事産業とともに国内最大の海事産業集積地を形成している。また、次世代の人材育成と国際交流機会の創出を図るため、西日本唯一の国際海事展「バリシップ」が隔年で開催されるなど、世界に向けて海事都市今治を発信している。

また、タオルや縫製品などの繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は全国の約 6 割のシェアを誇り、平成 18 年度から「今治タオル」のブランド化に向け「今治タオルプロジェクト」に取り組んでおり、産地復活の成功事例として多くのメディアに取り上げられるなど、着実に成果を上げ、高品質を誇る「今治タオル」は、国内のみならず海外からも高い評価を得ている。

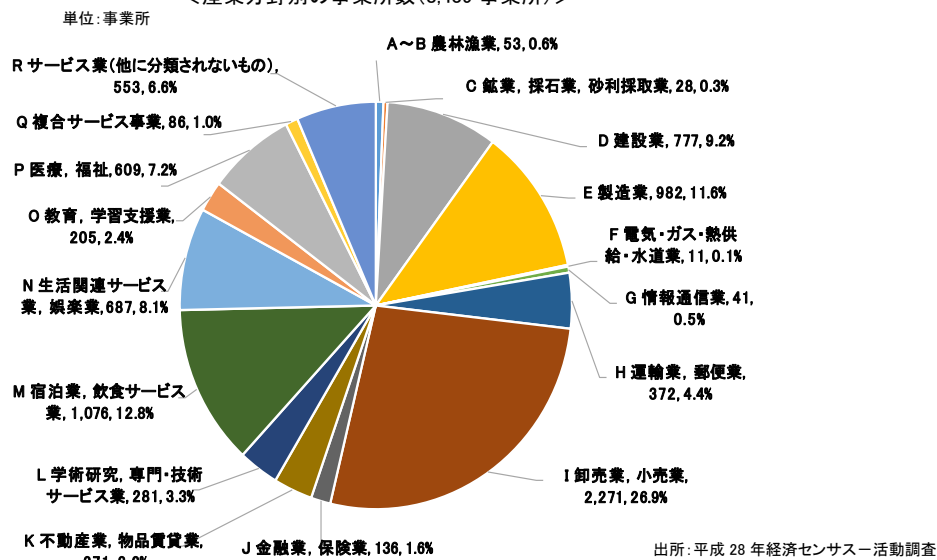
造船やタオル以外にも、業務用・家庭用調味料分野で日本有数の規模を誇る食品産業や石油・ガスなどのエネルギー産業のほか、大島石の石材加工、伝統工芸・伝統産業として桜井漆器や菊間瓦など地域に根ざした産業があり、ものづくりのまちとして、四国最大の製造品出荷額を誇る。

また、穏やかな気候や美しい瀬戸内海、緑豊かな森林や里山などの自然環境を生かした農林水産業も盛んであり、地産地消、食育、有機農業を3つの柱とした「今治市食と農のまちづくり条例」を制定し、多様な農作物、豊富な魚介類を生かした「食と農のまちづくり」に市民と行政が一体となって取り組んでいる。

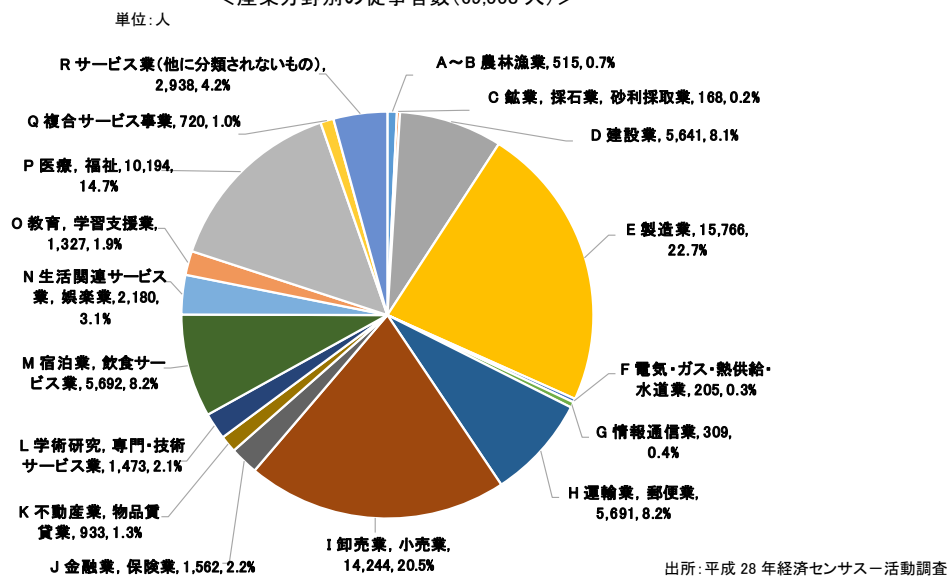
市内全産業の構成比を事業所数別でみると「卸売業、小売業」が全体の26.9%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が12.8%、以下、「製造業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」の順となっている。また、従業者数別では、「製造業」が全体の22.7%を占め、次いで「卸売業、小売業」が20.5%、「医療、福祉」が14.7%となっている。

一方で、付加価値額別では、「製造業」が全体の30.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」が18.3%、以下、「医療、福祉」「建設業」「運輸業、郵便業」の順となっている。

＜産業分野別の事業所数(8,439 事業所)＞

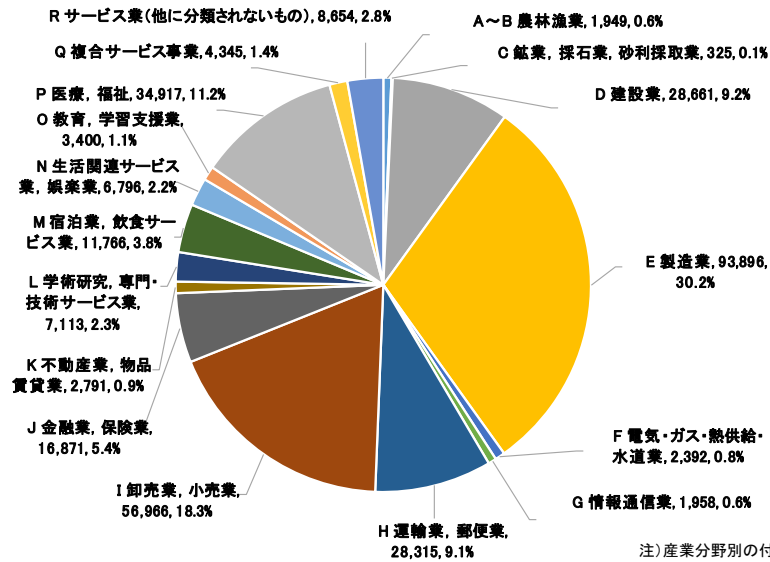


＜産業分野別の従事者数(69,558 人)＞



＜産業分野別の付加価値額(3,111 億円)＞

単位:百万円



注)産業分野別の付加価値額は単独・本所・支所(3区分)別民営事業所の付加価値額(外国の会社及び法人でない団体を除く)

出所:平成 28 年経済センサス-活動調査

【教育資源の状況】

本市には、岡山理科大学獣医学部、今治明德短期大学、今治看護専門学校、国立波方海上技術短期大学校、愛媛県立愛媛中央産業技術専門校、今治商業専門学校の高等教育機関が設置されている。

それら市内の高等教育機関と連携し、地域課題解決や産官学連携による共同研究の実施等、教育機関の有する知見を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

【観光・スポーツ・文化資源の状況】

古くから海上交通の要衝として栄え、人や地域を結ぶ交流拠点の役割を担い続けてきた歴史的・地理的な背景を持つ本市は、東洋のエーゲ海ともいわれる瀬戸内海の多島美や世界的な観光資源である瀬戸内しまなみ海道を始めとする素晴らしい景観、歴史文化遺産、伝統芸能、美術館・博物館、温泉地、海山の食材等、多彩な地域資源に恵まれている。

特に、瀬戸内しまなみ海道は、本市と広島県尾道市に連なる島々を橋で結び、自転車利用者や歩行者が世界有数の多島美を眺めながら渡ることができるのが最大の特徴である。瀬戸内しまなみ海道は、「サイクリストの聖地」として世界中のサイクリング愛好家から注目され、国内外から多くの観光客・サイクリング客が訪れる本市のシンボリックな存在であり、令和元年 11 月には、「しまなみ海道サイクリングロード」として「ナショナルサイクルルート」に指定された。

また、「村上海賊」は、かつて瀬戸内海を縦横無尽に活躍し、本市にはこれら村上海賊

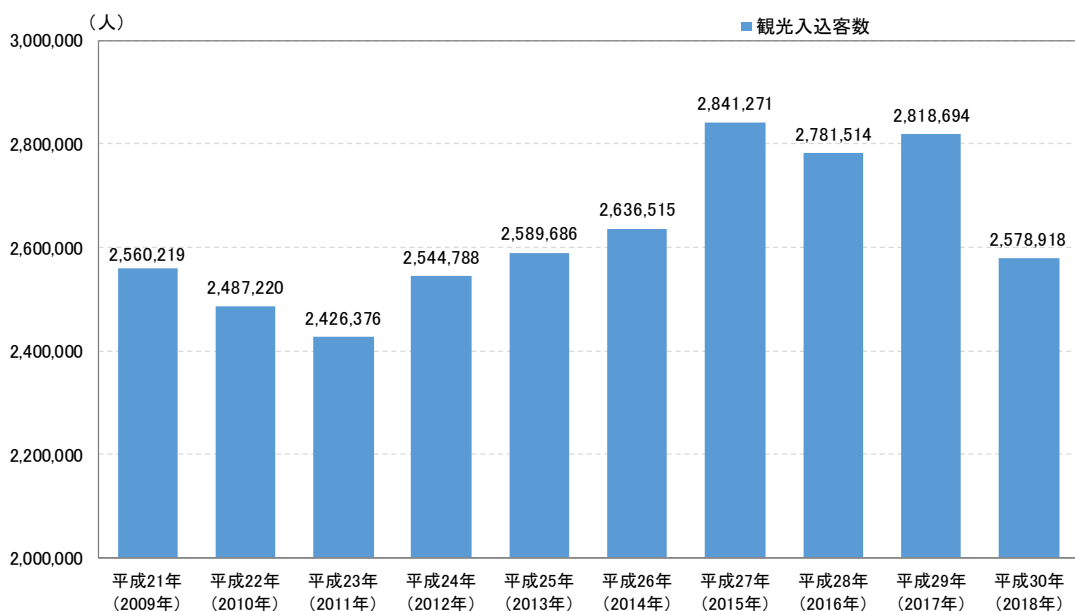
の歴史の舞台となった多くの遺構が残されているほか、海賊が活躍した時代を肌で感じられる村上水軍博物館（村上海賊ミュージアム（令和2年4月から名称変更））があるほか、「日本最大の海賊」の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶―が平成28年4月に日本遺産に認定されたことによる後押しもあり、全国から注目を集めている。

さらに、市内に市営球場、中央体育館、スポーツパーク等のスポーツ施設が整備されており、それらスポーツ施設を活用したスポーツ振興や健康増進に係る各種事業が展開されている。また、日本サッカー協会（JFA）が国内4校目の選手育成機関として「JFAアカデミー今治」を平成27年に開校し、サッカーのみならず人間的な面も重視した教育が行われている。また、本市をホームタウンとするサッカーチームのFC今治がJリーグに昇格するなどの活躍で注目を集めるなど、サイクリングとともにサッカーによる交流も広がっている。

加えて、伊予の三湯として知られる鈍川温泉や四国初の国民保養温泉地である湯ノ浦温泉があり、自然景観と併せて観光客の心と身体を癒す宿泊スポットとなっている。

それ以外にも、海の恵みを生かした郷土料理「鯛めし」や「法楽焼」、ご当地グルメとして人気の「今治焼き鳥」や「今治焼豚玉子飯」などの食文化がある。

これら、観光・スポーツ・文化による交流事業を展開する中で、本市の観光客入込客数の動向をみると、平成24年以降は増加しており、平成27年に約280万人と過去最高を更新し、平成29年までは約280万人で推移している。平成30年は豪雨災害の影響等により大幅に減少し、約260万人となっている。



資料：今治市観光課

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、経済センサス - 活動調査（平成 28 年）によると、全産業事業所数は 8,439 事業所、事業従事者数は 69,558 人となっている。本基本計画における地域経済牽引事業として想定しているしまなみ海道サイクリングや地域密着型トップスポーツチーム等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくりに関連がある産業を卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の 3 産業と定義すると、事業所数で 4,034 事業所（47.8%）、事業従事者数 22,116 人（31.8%）となっており、当該 3 産業の活性化による事業所の事業活動や雇用促進等の地域経済に与える影響は大きいと考えられる。

一方、付加価値額にて比較すると、経済センサス - 活動調査（平成 28 年）の単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数のうち、全産業（7,892 事業所）では 3,111 億円、1 事業所あたり付加価値額は 3,942 万円に対して、当該 3 産業（3,792 事業所）では 755 億円（24.3%）、1 事業所あたり付加価値額は 1,992 万円となっており、全産業の 1 事業所あたり付加価値額の半分程度となっている。

また、前述の観光入込客数の推移をみると、平成 30 年の観光入込客数については、「平成 30 年 7 月豪雨」による影響で落ち込んだものの、増加傾向にあり、更なる交流人口拡大に向けた取組を推進する。具体的には、Jリーグ昇格を果たし、新たな賑わい創出拠点となりうる新スタジアムの建設を計画する FC 今治、しまなみ海道サイクリングロードが令和元年 11 月にナショナルサイクルルートに指定され、国内外から更に注目を集めるサイクリング及びえひめ国体のため整備されたスポーツ施設を始めとした市内の各種スポーツ施設等のスポーツコンテンツ並びに歴史・文化・芸術資源、体験交流型資源及び食文化資源等の観光コンテンツを地域資源とした取組を進め、より一層の交流人口拡大を図る。

そのため、本促進区域においては、しまなみ海道サイクリングや地域密着型トップスポーツチーム等の観光資源を活用して、イベント・大会・合宿誘致、FC 今治のホームゲームの開催等によるスポーツツーリズム及び本市の魅力の発信等を推進することによって、地域の賑わい創出及び中国・四国地方を始め国内外からの交流人口の拡大により、更なる賑わい創出、市民の利便性の向上及び観光客等の受入環境の充実に向けた卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の事業拡大や起業創業を誘発することで、雇用の創出と消費の拡大等の地域経済の活性化に繋げる。

また、FC 今治や総合型地域スポーツクラブ、JFA アカデミー等と連携することで、スポーツの振興を通じて、青少年の健全育成及びスポーツ人材の育成を図るとともに、日常的なスポーツの機会を生み出すことにより、市民の健康づくり及び健康寿命の延伸に繋げていく。

(2) 経済的効果の目標

本基本計画における地域経済牽引事業を通じて、下記の経済的効果の達成を目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	159 百万円	—

(算定根拠)

・ 1 件あたり平均 4,172 万円の付加価値額を創出する地域牽引事業を 3 件 (目標) 創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.274 倍の波及効果を与え、促進区域で約 1.6 億円の付加価値を創出することを目指す。

$$4,172 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1.274 = 15,945 \text{ 万円}$$

<参考>

- ・ 愛媛県全産業の 1 事業所あたり付加価値額 : 4,172 万円 (平成 28 年経済センサス)
- ・ 愛媛県の全産業平均の生産波及 1.274 (平成 23 年愛媛県産業連関表)

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
観光入込客数	282 万人 H29(2017)年	303 万人 R6(2024)年	7.4% (7年間)

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,172 万円 (愛媛県の 1 事業所あたり付加価値額 (経済センサスー活動調査 (平成 28 年)) を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の

いずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で3%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で3%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

- (1) 重点促進区域
現時点では該当なし
- (2) 区域設定の理由
- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①今治市のしまなみ海道サイクリングや地域密着型トップスポーツチーム等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

(2) 選定の理由

本市をホームタウンとするサッカーチームのFC今治が2020年シーズンより県内2番目のJリーグチームになった。また、FC今治のホームゲームが行われる5,000人収容のサッカー専用スタジアムは、JFLにおいて2018・2019シーズン最多の1試合平均3,000人超の集客を誇り、市内外から多くの観戦客が訪れる賑わい創出拠点となっている。そして、現在、Jリーグの次のステージへの昇格を見据え、新たなスタジアム建設の計画が進められており、新スタジアムが建設されれば、新たな賑わい創出拠点としての利活用を促進していく。

瀬戸内しまなみ海道は、本州と四国を結ぶ本州四国連絡橋のうち唯一自転車歩行者道が併設され、サイクリストの聖地として注目されており、日本では唯一、供用中の高速道路本線を自転車で走れる「瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会『サイクリングしまなみ』」の開催等により、国内外から多くの観光客が訪れている。また、令和元年度に、国土交通省が指定する第1次ナショナルサイクルルートに「しまなみ海道サイクリングロード」が選ばれ、今後更なるサイクリスト等の観光客の増加が期待される。それらの受入れ環境の整備に向けて、サイクリングロードや案内表示板の整備等を進めるとともに、現在、本市の基幹サイクリング拠点である今治市サイクリングターミナル（通称：サンライズ糸山）において自転車保管庫の新設や駐車場拡張等の工事及び今治駅前サイクリングターミナル（仮称）の建設計画を進めている。

	H28年度	H29年度	H30年度
レンタサイクルの利用件数	6.2万台	6.6万台	5.8万台

	H28年	H29年	H30年
宿泊客数	46.8万人	47.3万人	46.9万人
外国人宿泊者数	1.8万人	2.1万人	2.8万人

本市は、えひめ国体（平成29年開催）に向け整備された、全天候型4面を含む16面の中四国では数少ないガーネット微粒子を使用した人工クレイテニスコート等を備える今治市営スポーツパーク、今治市営球場及び今治市営中央体育館等多くのスポーツ施設を有し、スポーツの拠点として、鈍川温泉・湯ノ浦温泉等市内の宿泊と絡めた大会誘致や合宿での利活用を促進している。

	H28年度	H29年度	H30年度
市内スポーツ施設利用者数	101万人	106万人	97万人

日本三大水城の今治城及び日本遺産に認定された村上海賊等の歴史・文化・芸術資源、農業漁業体験、滞在型農園施設ラントゥレーベン大三島等を活用した短長期田舎暮らし体験、工場見学、伊予の三湯として知られ泉質から「美人の湯」と呼ばれる鈍川温泉や四国初の国民保養温泉地であり光明皇后ゆかりの湯ともいわれる湯ノ浦温泉及び日本三大急潮の来島海峡を含む豊かな自然景観等の体験交流型資源、瀬戸内の穏やかな気候で育まれた農水産物、それを活用した飲食サービス及び日本一宣言を行った焼き鳥やB-1グランプリの受賞等で有名になった今治焼豚玉子飯等の名物グルメ等の食文化資源など様々なコンテンツを有しており、それらの魅力をシンプルで明快なマスターブランド「アイアイいまばり」として発信し、本市の認知度と求心力を高めることで、観光振興、産業振興に繋げる取組を進めている。

	H28年度	H29年度	H30年度
今治城来場者数	8.1万人	8.4万人	7.3万人
村上水軍博物館*来場者数	7.7万人	7.8万人	6.9万人
グリーンツーリズム体験者数	7.2万人	7.2万人	6.7万人
ラントゥレーベン大三島稼働率(宿泊施設付農園16棟)	100%	100%	100%
鈍川せせらぎ交流館(日帰り温泉)利用者数	13.6万人	13.3万人	12.6万人

※令和2年4月から「村上海賊ミュージアム」に名称変更

こうした国内外からの更なる来訪が予想される中、新たな商業施設、宿泊施設、飲食サービス等の観光関連産業の活性化や新規参入など投資への機運が高まっている。

以上の状況を踏まえて、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野における付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進し、地域内消費の促進や外貨獲得、関連企業の誘致や起業創業の誘発等、関連産業への経済効果や新たな雇用を生み出し、地域経済の活性化に繋げるとともに、スポーツ人材の育成、青少年の健全育成及び市民の健康増進に繋げる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置を行う。

②地方創生関係施策

令和元年度から令和3年度の地域再生計画の計画期間において、地方創生推進交付金を活用し、本市が有する様々なコンテンツの魅力をシンプルで明快なマスターブランド「アイアイいまばり」として、分かり易く丁寧に発信し、本市の認知度と求心力を高めることで、サイクリストを含む観光客などの交流人口の拡大を図るとともに、本市を訪れるインセンティブを創出し、観光客などの滞在時間の拡大を図っていく。

また、本計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、しまなみ海道サイクリングや地域密着型トップスポーツチーム等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野において、スポーツを通じてあらゆる世代が集い交流するイベント等の実施、スポーツ施設の利活用促進に向けた各種調査研究及び施設整備、市民の健康増進及び人材育成に向けた取組等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

本市のスポーツや観光産業等に関する情報について、市ホームページ等、民間企業が利用しやすい環境のもと公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

今治市産業部営業戦略課、産業部観光課及び今治市教育委員会事務局スポーツ振興課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①広域連携

一般社団法人しまなみジャパン（観光DMO）、尾道市及び上島町と連携し、事業者ニーズにきめ細やかに対応する。

②産官学連携

事業環境の整備にあたっては、市内の民間企業や大学等と連携体制を構築し、事業の促進を図る。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和元年度	令和2年度から 令和5年度	令和6年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②地方創生関連施策	運用	運用	運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①スポーツや観光産業等に関する情報公開	検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①広域連携	運用	運用	運用
②産官学連携	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域経済牽引事業を実施する事業者に対する支援が円滑に進むよう、観光関係団体との相互連携・調整をきめ細やかに行いながら、今治市産業部営業戦略課が連携窓口となって「イマバリ・カミジマ レッツ創業ネットワーク」を組織し、各支援機関が緊密に連携して事業者の支援を行う。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法 (支援機関)</p> <p>①商工会議所・商工会（今治商工会議所・越智商工会・しまなみ商工会）</p> <p>中小企業に対する融資斡旋や、創業や経営革新などを目指す経営者へのきめ細かな支援をはじめ、創業塾フォローアップセミナーや創業ワストップ相談会など起業相談や講習会など、企業経営に役立つアドバイスを行うことにより、企業等の経営基盤強化や創業の促進に関する支援を行う。</p> <p>②今治地域地場産業振興センター（IBIC）</p> <p>今治市を拠点として新たに事業を始めるベンチャー企業など、新事業創出の拠点として、新たな雇用機会の創出や産業の活性化に資するため起業創業のための相談窓口として、各種相談などソフト支援の充実とともに、インキュベーション施設として安価にオフィスを提供するなど、ビジネスサポート環境の整備を行い、今治市を牽引する新産業・成長産業を育成する。</p> <p>③地域の金融機関等（伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・日本政策金融公庫）</p> <p>地元金融機関による「今治みらい起業塾」などの創業セミナーを開催し、創業相談の窓口として経営支援を行うなど、地域企業に密着して販路開拓や融資を行うことにより地域経済の活性化を図る。</p> <p>④公益社団法人今治地方観光協会</p> <p>市内の観光地やイベントを中心に、観光パンフレットやインターネットを通じて観光情報の発信を行うことにより国内外からの観光客誘致を図るとともに、本市を訪</p>
--

れる観光客の満足度の向上を図るため、観光関係者のおもてなし研修などの人材育成を行っている。また、あわせて、首都圏における物産フェアなどを通じて、本市の特産品の販路拡大を支援するなど、市内観光関連産業の活性化に向けた各種支援を行う。

⑤一般社団法人しまなみジャパン（観光DMO）

瀬戸内しまなみ海道沿線にある3市町、広島県尾道市、愛媛県今治市、同県上島町を中心に構成し、エリア全体の一貫したマーケティング戦略のもと、広域的にマネジメントし、民間事業者と協働しながら観光産業振興を図る日本版DMO「しまなみジャパン」において、しまなみ海道の観光情報発信、体験ツアーの開催、サイクリングPR、食のブランディング等、瀬戸内しまなみ海道の魅力を世界へ伝えるため、幅広い取り組みを行い、日本のみならず海外からの観光客誘致、交流人口の拡大、地域の活性化に寄与し、しまなみ海道の価値向上へ貢献する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

本基本計画の推進にあたっては、今治市環境基本条例の目指す「現在及び将来の市民が良好な環境で生活できる持続可能な社会の実現、循環型社会の構築」及び第二次今治市環境基本計画の目指す「水と緑に包まれ みんなで環境を想い、保全と継承に取り組むまち」の実現に向けて、同基本計画に基づき、省エネルギーや省資源、再生可能エネルギーの利活用、自然環境の保全などに向けた取り組みをより一層加速させ、「環境負荷の低減」と「経済の好循環」の両輪の実現を図っていくことが重要である。

このため、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、本促進区域は自然公園法に規定する瀬戸内海国立公園の一部区域を含むため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守するとともに、瀬戸内海国立公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（奥道後玉川県立自然公園）、その他環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（医王池湿地、高縄半島のため池群）等の環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家に意見を聴くなどして、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

愛媛県では、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」のもと、県民・事業者・地域活動団体・県・市町・警察等が安全・安心に関するネットワークを構築し、協力・連携して犯罪防止のための自主活動や安全・安心に配慮した環境づくり等を通じて「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進しているところであり、事業者と地域が一体となった防犯体制の構築や防犯環境の整備等について、本条例や指針等に基づき、犯罪の未然防止対策を踏まえた円滑な事業推進、警察との良好な関係の維持・増進、防犯環境の整備や暴力団等の反社会的勢力の排除、交通安全対策、不法就労活動の防止などについて、地域の一員として住民や地域活動団体と一体となって取組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに努めるよう要請する。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

毎年、承認地域経済牽引事業の進捗状況を確認し、事業者に対して目標の達成に必要な指導及び助言を行う。また、有識者会議において基本計画の経済的効果の目標の達成状況の効果検証を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和6年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。